

# 総合計画基本構想・国保税改正など可決

市議会6月定例会が6月13日から29日までの会期で開かれ、旧7市町村の17年度決算や総合計画基本構想、国民健康保険税の税率改正など、市長提出の81件の議案などがいずれも承認、可決されました。

## 報告・承認

### ▼繰越明許費の使用について

(2件)▽(一般会計予算)高成



線道路改良事業ほか7事業について、あわせて3億8884万2千円▽(下水道事業特別会計予算)東山公共下水道整備事業について、1480万円→18年度に繰越明許したので報告するもの

### ▼専決処分について

(2件)▽(一般会計補正予算)

今冬の低温により被災した道路の災害復旧事業経費について、6300万円を追加▽(老人保健特別会計補正予算)17年度の国庫負担金などの歳入確定に伴い歳入不足が生じたことから繰り上げ充用をするため1億7549万4千円を追加する所要の補正を専決処分したもの

### ▼17年度一般会計・特別会計歳入歳出決算・水道事業会計決算の認定について(65件)▽17年9月20日の市町村合併前の一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村、室根高原牧場組合および川崎弥栄診療組合に係る17年度一般会計および特別会計歳入歳出決算ならびに市町村合併前の一関市、花泉町、千厩町および東山町水道事業会計決算について、監査委員の審査を終えたので、議会の認定に付するもの

の改正および合併協議に基づく国民健康保険税の税率など所要の改正をしようとするもの(国民健康保険税の改正については4・5ページをご覧ください)

### ▼企業誘致奨励条例の一部を改正する条例の制定について▽農村地域工業導入促進法にかかる省令の改正に伴い、固定資産税の課税免除について、所要の改正をしようとするもの

### ▼汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について▽大東町大原地区の大明神住宅団地および山吹住宅団地の公共下水道接続に伴い、大明神汚水処理施設を廃止するため、所要の改正をしようとするもの

### ▼市税条例の一部を改正する条例の制定について▽地方税法など

### ▼市税条例の一部を改正する条例の制定について▽大明神住宅団地の公共下水道接続に伴い、条例を廃止しようとするもの

### ▼町営住宅集合処理浄化槽使用料条例を廃止する条例の制定について▽大明神住宅団地の公共下水道接続に伴い、条例を廃止しようとするもの

### ▼農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について▽合併協議に基づき、選挙区および選挙区ご

### ▼固定資産評価員の選任について▽地方税法第404条に規定

### ▼財産の取得について▽大東地内に伴い、事業費に1億2708万円を追加補正

### ▼市道路線の認定について▽照井舟場線ほか2路線の認定をし

### ▼市道路線の認定について▽照井舟場線ほか2路線の認定をし

### ▼固定資産評価員の選任について▽地方税法第404条に規定

### ▼人権擁護委員の推薦について▽18年9月30日をもつて任期が満了となる村上美智恵氏、佐藤英機氏の2氏を引き続き適任と認め、法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるもの

### ▼市税条例の一部を改正する条例の制定について▽合併協議に

# 18年度個人住民税の改正について

## 改正の内容

### ◆公的年金等控除額の縮小

平成16・17年度の国の税制改正で、世代間や高齢者間の税負担の公平を確保するため年金税制の見直しが行われたことに伴い、18年度の個人住民税も大幅に改正されました。

改正の内容については、広報本年1月15号に掲載しましたが、改めてお知らせします。

### ◆老年者控除の廃止

65歳以上の人への老年者控除額が下の表のとおり改正されました。

### ◆合計所得が125万円以下の人の住民税非課税措置の廃止

65歳以上で合計所得が125万円以下の人の住民税非課税措置が廃止されました。

### ◆65歳以上の人口の年金等控除額

65歳以上の人口の年金等控除額が下の表のとおり改正されました。

### ◆「いわての森林づくり県民税」

うちは各支所市民課課税係

◆定率減税の縮減  
定率による税額控除(定率減税)は、11年度から所得割額

として、17年1月1日現在で65歳以上(昭和15年1月2日以前に出生)の人は、▽18年度は税額の3分の2▽19年度は税額の3分の1→が減額され、20年度から全額を負担いただ

くことになります。

◆定率減税の縮減  
定率による税額控除(定率減税)は、11年度から所得割額

年齢が65歳以上の人における公的年金等控除額の速算表

改 正 前		改 正 後	
その年中の公的年金などの収入(A)	公的年金等控除額	その年中の公的年金などの収入(A)	公的年金等控除額
260万円以下	140万円	330万円以下	120万円
260万円超460万円以下	(A)×25%+75万円	330万円超410万円以下	(A)×25%+37万5000円
460万円超820万円以下	(A)×15%+121万円	410万円超770万円以下	(A)×15%+78万5000円
820万円超	(A)×5%+203万円	770万円超	(A)×5%+155万5000円

### 改正に伴う住民税への影響について(例)

65歳以上で前年の収入が年金のみ(収入250万円)の人の場合を例にとると、今年度の改正に伴って、住民税に次のような影響が生じることになりました。

区分	17年度(改正前)	18年度(改正後)
年金所得金額	(収入額)250万円→(公的年金等控除額)140万円 =(年金所得金額)110万円	(収入額)250万円→(公的年金等控除額)120万円 =(年金所得金額)130万円
老年者控除	(控除額)48万円	(控除額)廃止により0円
合計所得125万円以下の人の住民税非課税措置	対象となり住民税非課税 制度の廃止により住民税非課税から課税対象となります(経過措置あり)。	制度の廃止により住民税の課税対象
均等割(県民税)	1000円 いわての森林づくり県民税の創設により県民税均等割(1000円)に1000円が上乗せされます。	2000円(制度創設により)

実際の税額は、その他の所得控除や扶養親族の数などによって決まりますが、今回の改正に伴って、前年と同じ収入でも、これまで住民税が非課税であった人が課税の対象となったり、税額が増えたりすることになりました。本年度も市民の皆さんからお預かりした大切な税金を効果的、効率的に活用してまいりますので、改正についてご理解くださいようお願いします。

## 議案

### ▼総合計画基本構想を定めるこ

とについて▽27年度を目標年次

とし、市勢の発展と市民福祉の増進を図るため、総合的かつ計画的な行政運営と施策の基本方

向を定めようとするもの(基本構想の概要については広報6月1日号をご覧ください)

▼市税条例の一部を改正する条例の制定について▽地方税法など

の一部改正に伴う市民税など

の改正および合併協議に基づく国民健康保険税の税率など所要の改正をしようとするもの(国民健康保険税の改正については4・5ページをご覧ください)

▼企業誘致奨励条例の一部を改正する条例の制定について▽農村地域工業導入促進法にかかる省令の改正に伴い、固定資産税の課税免除について、所要の改正をしようとするもの

正する条例の制定について▽汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について▽大東町大原地区の大明神住宅団地および山吹住宅団地の公共下水道接続に伴い、大明神汚水処理施設を廃止するため、所要の改正をしようとするもの

▼町営住宅集合処理浄化槽使用料条例を